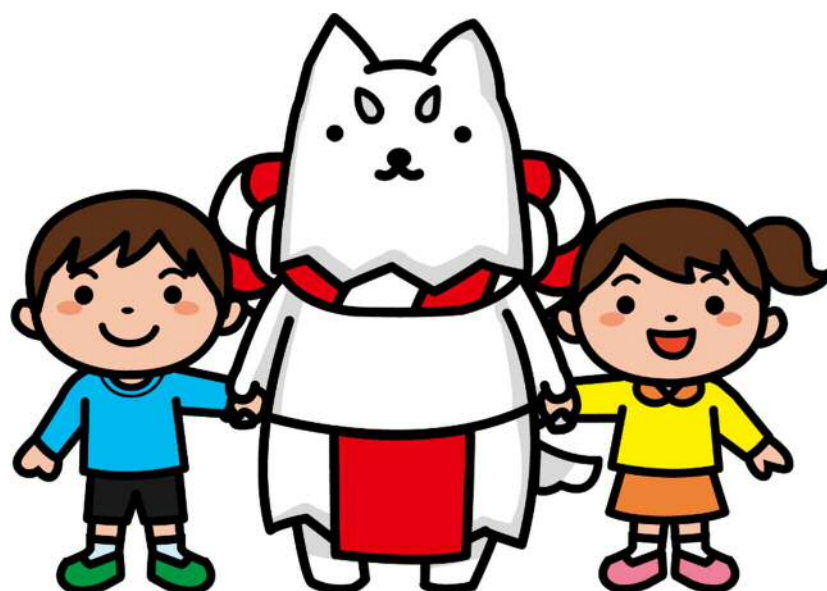


# せいかつのしおり



ひっぺい  
©磐田市

いわたしふくしじむしょ  
磐田市福祉事務所



## せいかつ ほ ご 生活保護とは？

せいかつ ほ ご にほんこくけんぽうだい じょう もと せいかつ こま すべ  
生活保護は日本国憲法第25条に基づき、生活に困っている全ての  
こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう かた  
国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その方が  
じりつ せいかつ おく しえん せいど  
自立した生活を送れるよう支援する制度です。

せいかつ ほ ご にほんこくみん だれ しんせい がいこくせき かた  
生活保護は、日本国民であれば誰でも申請できます。外国籍の方で  
にほん ていじゅう ばあい にほんこくみん じゅん てきよう ふふく  
も日本に定住されている場合などは、日本国民に準じて適用（不服  
もうした のぞ  
申立てを除く）されます。

\* ぼうりょくだんいん せいかつ ほ ご う  
暴力団員は生活保護を受けることができません。



## せいかつ ほ ご もくてき 生活保護の目的

おも びょうき じこ じぶん ちから  
思いがけない病気や事故などにより、自分の力だけではどうしても  
せいかつ  
生活できなくなってしまうことがあります。生活保護（以下「保護」  
とする）は、せいかつ こま かた のうりょく しさん かつよう せいかつ  
生活に困っている方の能力や資産などを活用しても生活  
していけないときに、じりつ にちじょうせいかつてき しゃかいせいかつてき けいざいてき  
自立（日常生活的・社会生活的・経済的）した  
せいかつ おく しえん もくてき  
生活が送れるように支援することを目的としています。



せいかつ ほ ご けってい      なが      てつづ  
生活保護決定までの流れ（手続き）

①      じ ぜん      そう だん      めん せつ  
事前の相談・面接

こま      ない よう      い わ た し      し ご と そう だん  
お困りの内容を「磐田市くらしと仕事相談セン  
ター（電話：0538-32-8880）」または磐田市  
ふく し じ む し ょ      そう だん  
福祉事務所へ相談してください。

②      しん せい  
申請

ほ ご      き ぼう      か た      せ た い た ん い      ほ ご  
保護を希望する方は、世帯単位で保護  
しん せい し ょ      て い し ゅ つ      し じ ょ う      ほ ん に ん  
申請書を提出します。（事情により本人が  
しん せい      ば あ い      しん ぞ く      だ い り      しん せい  
申請できない場合は、親族が代理で申請で  
きます。）

③      ち ょ う さ      しん さ  
調査・審査

ほ ご      しん せい      た ん と う い ん      せ い か つ じ ょ う き ょ う      し さ ん  
保護を申請すると、担当員が生活状況、資産  
じ ょ う き ょ う      ち ょ う さ      ち ょ う さ      あ と      ほ ご  
状況などを調査します。調査の後、保護によ  
る し え ん      ひ つ よ う      しん さ  
支援が必要か審査します。

④      け っ て い  
決定

ほ ご      う      げ ん そ く      しん せい び  
保護が受けられるかは、原則として申請日から  
に ち い な い      しん さ      じ か ん      よ う      ば あ い  
14日以内（審査に時間を要する場合などは3  
に ち い な い      け っ て い      つ う ち      け っ て い      ふ ま ん  
0日以内）に決定し、通知します。決定に不満  
ば あ い      しん さ せ い き ょ う      ふ ふ く も う し た  
がある場合は審査請求（不服申立て）ができ  
ます。



## 生活保護費の計算

生活保護費（以下「保護費」とする）は、国が定めている基準（最低生活費 \* 1）と世帯の全収入（\* 2）を比べ、その足りない分を保護費として支給します。

さい てい せい かつ ひ
最低生活費
しゅうにゆう ほごひ
収入 保護費

不足している生活費

- \* 1 最低生活費とは、食費や衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費や給食費、医療費など生活全般にかかる経費のうち、生活する中で必要なものを合計したものです。
- \* 2 全収入とは、世帯の全ての収入（給料、年金、内職収入、手当、ボーナス、仕送り、保険配当金、臨時収入など）です。働いて得た収入は、一定の控除額が認められています。（収入については7～8ページで詳しく説明します。）



## 生活保護の種類

生活保護では、必要に応じて次の扶助（援助）を受けられます。

### 1 生活扶助

衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用（年齢や世帯の人数などで変化します。）

### 2 住宅扶助

家賃、地代、指導による転居費用など

\* 共益費や管理費などは対象外（生活扶助から自己負担）

### 3 教育扶助

教材費、給食費などの義務教育の費用

### 4 医療扶助

病気やケガの治療費や必要と認められた治療材料費（眼鏡やコルセットなど）

### 5 介護扶助

介護認定を受けている方の介護保険サービス費用

### 6 出産扶助

出産時に病院や助産所などの施設で必要とする費用

### 7 生業扶助

高等学校の修学費用や就職に必要な資格取得費用など

### 8 葬祭扶助

火葬にかかる費用など

そのほか、手続きにより国民年金保険料、住民税、固定資産税、NHK受信料を納めなくても良い場合があります。



## 生活保護を受けるにあたって

保護を受けるには自分の能力、資産をはじめ、あらゆるものを自分の生活に利用することが必要です。次のことが可能であれば優先して活用してください。

ただし、居住用の不動産（住んでいる家など）は原則として保有が認められています。また、事情により保険や自動車、原動機付自転車などの保有も認められる場合があります。

- 働くことができる方は、働いてください。（就労支援や職業訓練などの支援が受けられる場合もあります。）
- 預貯金などがあれば、生活費に充ててください。
- 財産で利用できるものは、生活に利用してください。  
（例：証券、貴金属、生命保険、不動産など）
- 他の法律や制度で受けられるものは、その給付を受けてください。  
（例：年金、児童手当、傷病手当金、失業手当など）
- 親子や兄弟などから援助を受けられるときは、その援助を受けてください。

他の制度で受給できる手当や親族などからの援助が受けられる場合は、保護よりも優先して受けてください。また、扶養義務者（基本的には親子、兄弟姉妹）には文書による照会（精神的支援、金銭的援助など）を必要に応じて行います。

ただし、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には照会しない場合がありますので、担当員へ相談してください。なお、扶養義務者の援助があっても、保護を受けられる場合があります。



せいかつ ほ ごと やくそく  
生活保護での約束

- <sup>きそくただ</sup> <sup>せいかつ</sup> 規則正しい生活をおくってください。
- <sup>はたら</sup> <sup>かた</sup> <sup>しごと</sup> <sup>さが</sup> 働いていない方は、仕事を探してください。
- <sup>びょうき</sup> <sup>はたら</sup> <sup>かた</sup> <sup>ちりょう</sup> <sup>せんねん</sup> 病気やケガで働くことができない方は、治療に専念してください。
- <sup>ほ</sup> <sup>ごと</sup> <sup>ひ</sup> <sup>けいかくてき</sup> <sup>つか</sup> <sup>やちん</sup> <sup>こうねつすいひ</sup> <sup>たいのう</sup> 保護費は計画的に使い、家賃や光熱水費などの滞納がないようにしてください。
- <sup>しゅうにゅう</sup> <sup>せいかつ</sup> <sup>じょうたい</sup> <sup>か</sup> <sup>たんとういん</sup> <sup>とど</sup> <sup>で</sup> 収入や生活の状態が変わったときは、すぐに担当員へ届け出てください。
- <sup>とくべつ</sup> <sup>ばあいいがい</sup> <sup>じどうしゃ</sup> <sup>しよゆう</sup> <sup>しよ</sup> <sup>う</sup> 特別な場合以外は、自動車を所有したり使用したりすることはありません。
- <sup>いわたし</sup> <sup>ふくし</sup> <sup>じむ</sup> <sup>しょ</sup> <sup>ひつよう</sup> <sup>みと</sup> <sup>しじ</sup> <sup>しどう</sup> <sup>かなら</sup> <sup>まも</sup> 磐田市福祉事務所が必要と認めて指示や指導したことは、必ず守ってください。  
<sup>したが</sup> <sup>ばあい</sup> <sup>ほ</sup> <sup>ごと</sup> <sup>へんこう</sup> <sup>ていし</sup> <sup>また</sup> <sup>はいし</sup> それに従わない場合は、保護を変更、停止、又は廃止することがあります。



かならず<sup>かな</sup>とど<sup>とど</sup>で<sup>で</sup>  
必ず届け出てほしいこと

～～～生活<sup>せい</sup>に<sup>かつ</sup>関<sup>かん</sup>する<sup>れい</sup>こと (例) ～～～

- 家族<sup>かぞく</sup>に<sup>へん</sup>変化<sup>か</sup>があ<sup>あ</sup>った<sup>た</sup>とき  
(例：出<sup>れい</sup>産<sup>しゅつ</sup>、死<sup>し</sup>亡<sup>ぼう</sup>、転<sup>てん</sup>入<sup>にゅう</sup>転<sup>てん</sup>出<sup>しゅつ</sup>、入<sup>にゅう</sup>退<sup>たい</sup>学<sup>がく</sup>、休<sup>きゅう</sup>学<sup>がく</sup>、卒<sup>そつ</sup>業<sup>ぎょう</sup>、入<sup>にゅう</sup>退<sup>たい</sup>院<sup>いん</sup>、  
事<sup>じ</sup>故<sup>こ</sup>、結<sup>けつ</sup>婚<sup>こん</sup>など)
- 仕<sup>し</sup>事<sup>ごと</sup>を<sup>はじ</sup>始<sup>じ</sup>め<sup>め</sup>る<sup>る</sup>とき、や<sup>や</sup>め<sup>め</sup>る<sup>る</sup>とき
- 住<sup>じゅ</sup>所<sup>うしよ</sup>を<sup>か</sup>変<sup>へ</sup>え<sup>え</sup>よ<sup>よ</sup>う<sup>う</sup>と<sup>と</sup>す<sup>す</sup>る<sup>る</sup>とき
- 長<sup>なが</sup>い<sup>あ</sup>い<sup>いだ</sup>だ<sup>い</sup>え<sup>え</sup>、家<sup>いえ</sup>を<sup>あ</sup>け<sup>け</sup>る<sup>る</sup>とき
- 家<sup>や</sup>賃<sup>ちん</sup>や<sup>ち</sup>地<sup>だ</sup>代<sup>だい</sup>が<sup>か</sup>変<sup>へ</sup>わ<sup>わ</sup>る<sup>る</sup>とき
- 病<sup>び</sup>気<sup>き</sup>や<sup>け</sup>ケ<sup>が</sup>で<sup>び</sup>病<sup>び</sup>院<sup>いん</sup>へ<sup>じゅ</sup>受<sup>じゆ</sup>診<sup>しん</sup>し<sup>な</sup>たい<sup>お</sup>とき (治<sup>な</sup>った<sup>お</sup>ときも)
- 社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>保<sup>ほ</sup>険<sup>けん</sup>や<sup>せい</sup>生<sup>めい</sup>命<sup>めい</sup>保<sup>ほ</sup>険<sup>けん</sup>に<sup>か</sup>加<sup>か</sup>入<sup>にゅ</sup>す<sup>う</sup>る<sup>る</sup>とき、脱<sup>だつ</sup>退<sup>たい</sup>す<sup>す</sup>る<sup>る</sup>とき
- 自<sup>じ</sup>分<sup>ぶん</sup>の<sup>ち</sup>力<sup>から</sup>で<sup>せい</sup>生<sup>か</sup>活<sup>かつ</sup>し<sup>て</sup>い<sup>け</sup>る<sup>る</sup>見<sup>み</sup>込<sup>こ</sup>み<sup>が</sup>あ<sup>あ</sup>つ<sup>つ</sup>いた<sup>た</sup>とき
- その<sup>ほ</sup>か、生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>に<sup>か</sup>変<sup>へ</sup>わ<sup>わ</sup>った<sup>た</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>が<sup>あ</sup>あ<sup>あ</sup>つ<sup>つ</sup>た<sup>た</sup>とき

～～～収<sup>しゅ</sup>入<sup>にゅ</sup>に<sup>かん</sup>関<sup>かん</sup>する<sup>れい</sup>こと (例) ～～～

- 働<sup>はたら</sup>いて<sup>しゅ</sup>収<sup>にゅ</sup>入<sup>にゅ</sup>を<sup>え</sup>得<sup>え</sup>た<sup>た</sup>とき
- 年<sup>ねん</sup>金<sup>きん</sup>や<sup>て</sup>手<sup>あ</sup>当<sup>て</sup>を<sup>じゅ</sup>受<sup>き</sup>給<sup>きゅう</sup>又<sup>また</sup>は<sup>きん</sup>そ<sup>ん</sup>の<sup>が</sup>金<sup>く</sup>額<sup>が</sup>変<sup>か</sup>わ<sup>わ</sup>る<sup>る</sup>とき
- 慰<sup>い</sup>謝<sup>しゃ</sup>料<sup>りょう</sup>、解<sup>かい</sup>約<sup>やく</sup>返<sup>へん</sup>戻<sup>れい</sup>金<sup>きん</sup>、仕<sup>し</sup>送<sup>おく</sup>り、養<sup>よう</sup>育<sup>いく</sup>費<sup>ひ</sup>な<sup>ど</sup>の<sup>しゅ</sup>収<sup>にゅ</sup>入<sup>にゅ</sup>が<sup>あ</sup>あ<sup>あ</sup>つ<sup>つ</sup>た<sup>た</sup>とき
- 土<sup>と</sup>地<sup>ち</sup>や<sup>た</sup>建<sup>た</sup>物<sup>もの</sup>な<sup>ど</sup>の<sup>し</sup>資<sup>し</sup>産<sup>さん</sup>を<sup>う</sup>売<sup>り</sup>、収<sup>しゅ</sup>入<sup>にゅ</sup>が<sup>あ</sup>あ<sup>あ</sup>つ<sup>つ</sup>た<sup>た</sup>とき
- その<sup>ほ</sup>か、臨<sup>りん</sup>時<sup>じ</sup>収<sup>しゅ</sup>入<sup>にゅ</sup>が<sup>あ</sup>あ<sup>あ</sup>つ<sup>つ</sup>た<sup>た</sup>とき

\* 例<sup>れい</sup>は<sup>い</sup>一<sup>いち</sup>部<sup>ぶ</sup>で<sup>あ</sup>り、**あ<sup>ら</sup>ゆ<sup>る</sup>収<sup>しゅ</sup>入<sup>にゅ</sup>の<sup>しん</sup>告<sup>こく</sup>が<sup>ひつ</sup>必<sup>つ</sup>要<sup>よう</sup>で<sup>す</sup>。**





しゅうにゆう とどけで  
収入の届出について

収入の届出は、支給する保護費の金額を決めるのに必要となるため、速やかに届出ることになっています。

また、事実と違った届出や調査を拒むことなどがあった場合は、保護を受けられなくなることがありますので十分注意してください。

なお、収入の申告を適正に行えば、次のような控除（\*1）や収入として認定しない取扱いができる場合があります。

\*1 収入から一定の金額を差し引くことです。控除された分は、手元に残ることになります。

しゅうろうしゅうにゆう こうじょ 【就労収入の控除】	
きそこうじょ 基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
さいみまんこうじょ 20歳未満控除	20歳未満の方が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
ひつようけいひ 必要経費	社会保険料、所得税などの必要経費が控除されます。
こうこうせい しゅうにゆう 【高校生のアルバイト収入】	
こうこうせい 高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取扱いができます。	

\* そのほか、自立の手助けに充てられると認められる費用についても収入として認定しない取扱いができる場合があります。



せいかつ ほ ご ひ かえ  
生活保護費を返してもらうとき (例)

- とどけで おく しじつ こと とどけで ほ ご ひ よぶん う  
届出の遅れや事実と異なった届出などにより、保護費を余分に受  
け取ったとき
- ねんきん さかのほ うけと こうつうじ こ ほしょうきん あと うけと  
年金を遡って受取ったり、交通事故の補償金を後で受取ったり  
したとき
- いさんぶんかつ はな あ ながび ざいさん うけと  
遺産分割の話し合いが長引いて、あとで財産を受取ったとき



せいかつ ほ ご ひ う と かた  
生活保護費の受け取り方

- ほ ご ひ まいつきげんそく げつまつ しきゅう  
保護費は、毎月原則として月末に支給されます。
- げつまつ きゅうじつ ばあい しきゅうび か よていひょう かくにん  
月末が休日の場合は支給日が変わるため、予定表で確認してくだ  
さい。
- ほ ご ひ まどぐち うけと みとめいん じさん  
保護費を窓口で受取るときは、認印を持参してください。



いりょうきかん じゅしん  
医療機関への受診について

- 平日、医療機関へ受診するときは、担当員へ「どんな具合で、どこの  
いしや つか ぼ ごと してい いりょうきかん  
医者に、いつかかるか」を伝えてから、保護で指定されている医療機関へ  
じゅしん  
受診してください。
  - 社会保険に加入している人は、「保険証」を医療機関などの窓口  
しやかいほけん かにゆう ひと ほけんしょう いりょうきかん まどぐち  
へ出してください。
  - 医療機関へ受診するときは、お薬手帳を持参してください。  
いりょうきかん じゅしん くすりてちょう じさん
  - 休日、夜間などに急病で医療機関へ受診するときは、「休日・  
きゅうじつ やかん きゅうびょう いりょうきかん じゅしん きゅうじつ  
夜間等受診票」を窓口へ出してください。受診後は、翌開庁日に担当員  
やかんとうじゅしんひょう まどぐち だ じゅしんご よくかいちようび たんとういん  
へ報告してください。  
ほうこく
  - 通院のための交通費が必要なときは、事前に担当員へ相談してくださ  
つういん こうつうひ ひつよう じぜん たんとういん そうだん  
い。
- \* おな びょうき かしよいじょう いりょうきかん えんぼう いりょうきかん  
同じ病気で2箇所以上の医療機関へかかったり、遠方の医療機関へ  
かせいげん  
かかったりすることは、制限されることがあります。



## その他

- 国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者は、保護が決定した日から保険証が使えなくなります。また、保護が廃止になったときは、再び国民健康保険などに加入することになります。
- 保護のほか、高齢、児童、母子、障がいなどでお困りの方は相談してください。
- あなたの家族の生活状況を尋ねたり、様々な相談を受けたりするために担当員が定期的に訪問します。担当員はあなたの問題を一緒に考えてくれるため、どんなことでも遠慮なく相談してください。また、あなたの家の近くの民生委員にも気軽に相談してください。

あなたの担当員は \_\_\_\_\_ です。  
電話 0538-37-4797

あなたの担当の民生委員は \_\_\_\_\_ です。  
電話 \_\_\_\_\_

令和5年12月作成 「せいかつのしおり」

作成：磐田市福祉事務所

所在地：磐田市国府台57番地7

電話：0538-37-4797

総合健康福祉会館（iプラザ）3階